2020年2月7日

東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
三菱マテリアル株式会社
執行役社長　小野　直樹

会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条の規定に基づき、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置きます。

記

1．吸収合併契約の内容

当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である三菱伸銅株式会社（以下「三菱伸銅社」という）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という）に関し、当社と三菱伸銅社は、2019年7月31日付で合併契約を締結しました。合併契約の内容は、別紙1のとおりであります。

2．合併対価の相当性に関する事項

本合併に伴い、当社は三菱伸銅社の発行済株式の全部を所有しておりますので、三菱伸銅社の株式に代わる金銭等の交付を行いません。従って、本合併に伴い、当社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

3．新株予約権の交付・割当てに関する事項

該当事項はありません。

4．吸収合併消滅会社に関する事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおり

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

三菱伸銅社は、2020年2月4日付で、完全子会社である Sambo Shindo (Thailand) Co.,ltd の株式全部を、簿価を上回る価格で2020年3月31日に第三者に譲渡する内容の株式売買契約を締結しました。

５．吸収合併存続会社に関する事項

（１）存続会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

当社は、2019 年 4 月 25 日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ダイヤメット及び株式会社ピーエムテクノに対する支援として、同年 4 月 30 日を期限として設定している融資枠について、5 月 1 日より増額の上、期限を延長することを決議しました。5 月 1 日における同社に対する融資の状況は以下のとおりです。

①株式会社ダイヤメット

融資枠　32,000 百万円（7,800 百万円増額）
期限　　2020 年 3 月 31 日まで
融資額　22,150 百万円

②株式会社ピーエムテクノ

融資枠　1,680 百万円（金額の変更なし）
期限　　2020 年 3 月 31 日まで
融資額　1,200 百万円

６．本合併が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

当社の 2019 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ約 1 兆 2,697 億円及び約 8,058 億円であり、資産の額が負債の額を十分に上回っており、これは時価評価を行った場合も同様です。

また、三菱伸銅社の 2019 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ約 1,082 億円及び約 621 億円であり、資産の額が負債の額を十分に上回っており、これは時価評価を行った場合も同様です。

本合併に伴い、当社は三菱伸銅社の資産及び負債の一切を承継しますので、効力発生日以後においても、当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることとなります。

更に、今後の当社及び三菱伸銅社の収益状況等に鑑み、効力発生日以後に当社の債務の履行に支障を来たすような事態の発生は、現在のところ認識または予測されておりません。

従って、効力発生日以後の当社の債務の履行については見込みがあるものと判断致します。

以　上

合 併 契 約 書

三菱マテリアル株式会社（以下「甲」という）と三菱伸銅株式会社（以下「乙」という）とは、次の通り合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

（合併の方法）

第１条　甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という）を行う。

（１）甲の住所　　東京都千代田区丸の内三丁目２番３号

（２）乙の住所　　東京都千代田区丸の内三丁目４番１号

（乙の株主に対する金銭等の交付）

第２条　甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているので、本吸収合併に際して、乙の株主に対して乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第３条　本合併に際して甲の資本金及び準備金は増加しない。

（甲の手続き）

第４条　甲は、本吸収合併に際して、会社法第 796 条第２項の定めにより、株主総会の決議による本契約の承認を行わない。但し、甲は、本契約を乙と締結することについて甲の取締役会の決議による承認を得るものとする。

２　前項の定めにかかわらず、甲において本吸収合併に際して、会社法第 796 条第３項の規定に従い、甲の株主総会の決議による本契約の承認を要することとなった場合は、本契約は効力を失うものとする。

（乙の手続き）

第５条　乙は、本吸収合併に際して、会社法第 784 条第１項の定めにより、株主総会の決議による本契約の承認を行わない。但し、乙は、本契約を甲と締結することについて乙の取締役会の決議による承認を得るものとする。

（効力発生日）

第６条　本吸収合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2020 年４月１日とする。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要ある場合は甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

（会社財産の引継ぎ）

第７条　甲は、効力発生日の直前における一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において乙から承継する。

（会社財産の管理）

第８条　乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務を執行し、財産の管理運営を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすような行為については、予め甲の同意を得て行うものとする。

（従業員の取扱い）

第９条　甲は、効力発生日において、同日付で在籍する乙の全従業員を甲の従業員として引き続き雇用するものとし、その取扱いについては甲乙協議の上、決定する。

（本契約の変更及び解除）

第 10 条　甲及び乙は、本契約締結から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じ又は重大な瑕疵が発見された場合、その他本吸収合併の実行を阻害する重大な事態が生じた場合は、甲乙協議の上、本吸収合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（本契約に定めのない事項）

第 11 条　本契約に定めるもののほか、本吸収合併に必要な事項については、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、決定する。

以上本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

2019 年７月 31 日

東京都千代田区丸の内三丁目２番３号
甲　三菱マテリアル株式会社
執行役社長　　小 野　　直 樹

東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
乙　三菱伸銅株式会社
取締役社長　　堀　　和 雅

第 137 期
報 告 書

２０１８年４月　１日から
２０１９年３月３１日まで

事　業　報　告
貸　借　対　照　表
損　益　計　算　書
株主資本等変動計算書
個　別　注　記　表
会計監査人の監査報告書謄本
監査役の監査報告書謄本

三菱伸銅株式会社

事　業　報　告

〔 2018（平成30）年4月 1日から
　2019（平成31）年3月31日まで 〕

1．株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境や企業収益が改善傾向にあるなか、個人消費の持ち直しや設備投資に増加の動きがみられたことなどから、緩やかな回復基調が続きました。

伸銅品業界では、スマートフォンに代表される半導体IC分野において事業年度後半に需要が減速したことなどから、伸銅品の生産量は前年度比1.4%減の81万トン台となりましたが、全体としては高水準の需要が継続しました。銅価については、中国における経済成長減速の懸念が高まったことなどから、軟調な推移となりました。

このような環境下、当社では、前事業年度（2018年3月期）に判明した、検査記録のデータ書換え等によりお客様の規格値を逸脱した製品（不適合品）を出荷した事案を受け、安全性確認の早期完了及び再発防止策の迅速な実行を最優先課題として取組んでまいりました。安全性確認に関しては、2018年6月に、不適合品を出荷した全てのお客様について安全性の確認が完了しました。再発防止策の推進に関しては、「フロントローディングシステムの浸透」・「品質管理体制の強化」・「品質・コンプライアンス教育の拡充」・「検査設備自動化の推進」・「組織風土改革」等の施策に取組むとともに、その他のガバナンス関係事項（安全衛生、CSR、環境、コンプライアンス等）についても、当社親会社及び子会社との審議・報告体制の強化を行いました。

生産・販売面では、三宝製作所において台風21号による影響がありましたが、営業部門と若松製作所及び三宝製作所の連携を密にすることにより受注に効率的に対応するとともに、若松製作所から三宝製作所への端子材・電子材の生産移管を進めました。

原料調達関連では、原料相場の変動によるリスクを回避しつつ、安価原料の使用促進を図り、コストダウンを実現しました。

開発関連では、車載向け小型端子用途に適した「MSP®5」、ハイブリッド車や電気自動車等の高電圧・大電流用車載端子に最適な「MSP®8」及び車載用コネクターの端子に使われる銅・銅合金条に施す低挿抜リフロー錫めっき「PICめっき®」の採用アイテムが増加し、特に「MSP®8」は、本格的な量産に移行しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,497億5百万円（前年度比0.8%増）となりました。

売上数量は16万2千トンで前年度比1.6%の減販、営業利益は48億6千5百万円（前年度比1.7%増）、経常利益は、台風21号の被害復旧費用を計上したことなどから51億4百万円(前年度比4.1%減)となりました。当期純利益は、前事業年度と比較して特別損失が減少したことなどから、法人税等を差し引き41億9千9百万円(前年度比18.0%増)となりました。

事業別の概況は次のとおりです。

事業種別		製造拠点	前期（2017年度） 数量	売上高（百万円）	構成比	当期（2018年度） 数量	売上高（百万円）	構成比	前期比増減 数量	増減率	売上高（百万円）	増減率
圧延事業	伸銅品（板・条）	若松製作所	56,469トン	56,234	37.9%	55,903トン	56,609	37.8%	△566トン	△1.0%	375	0.7%
		三宝製作所	63,285トン	55,457	37.3%	62,850トン	57,063	38.1%	△435トン	△0.7%	1,606	2.9%
	加工品	若松製作所	532千本	699	0.5%	473千本	627	0.4%	△59千本	△11.1%	△72	△10.3%
	薄膜品	三宝製作所	66トン	291	0.2%	73トン	321	0.2%	7トン	10.7%	30	10.4%
	計		119,821トン	112,682	75.9%	118,826トン	114,622	76.6%	△995トン	△0.8%	1,939	1.7%
押出事業	押出品（棒・線）	三宝製作所	21,351トン	17,225	11.6%	21,105トン	17,485	11.7%	△246トン	△1.2%	259	1.5%
	加工品他	三宝製作所	24,009トン	18,575	12.5%	22,556トン	17,597	11.8%	△1,453トン	△6.1%	△977	△5.3%
	計		45,361トン	35,801	24.1%	43,661トン	35,083	23.4%	△1,700トン	△3.8%	△717	△2.0%
合　計			165,183トン	148,483	100.0%	162,487トン	149,705	100.0%	△2,695トン	△1.6%	1,222	0.8%

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

該当事項はありません。

② 設備投資

当事業年度において実施した設備投資の総額は53億1千7百万円で、その主なものは若松製作所における連続焼鈍酸洗ライン更新のほか、若松製作所及び三宝製作所における設備更新、合理化投資であります。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区分	第134期 (2016年3月期)	第135期 (2017年3月期)	第136期 (2018年3月期)	第137期 (2019年3月期)
売上高 (百万円)	128,257	122,569	148,483	149,705
経常利益 (百万円)	2,706	4,230	5,334	5,104
当期純利益 (百万円)	1,852	2,803	3,560	4,199
1株当たり当期純利益	29円55銭	44円72銭	56円79銭	66円99銭
総資産 (百万円)	94,391	99,729	107,934	108,235

(4) 対処すべき課題

今後の景気動向は、保護貿易主義の広がり及び中国における経済成長の減速等により、先行きへの懸念が高まっています。一方、伸銅品業界においては、足許では在庫調整の動きがみられるものの、車載端子コネクターや車載半導体等の電子材を中心に引き続き堅調な需要が見込まれています。

こうしたなか、当社は、「品質と開発力で選ばれる企業に」を経営スローガンに掲げ、まずは品質問題の再発防止策を着実に実行するとともに、適正に業務を遂行する上で優先すべき共通の判断基準を浸透させることにより、当社子会社も含めたガバナンス体制の強化と組織風土改革に引き続き取組んでまいります。

中期経営戦略に織り込まれた施策については、圧延、押出両事業部において収益力向上に引き続き努め、安定した収益基盤の確立を図るとともに、中長期的な成長戦略の策定にあたっては、マーケティングを重視し、顧客ニーズに合った製品開発の強化及び新用途の創出、販売構成の見直しによる高付加価値化並びに海外市場の開拓に取組んでまいります。また、策定した成長戦略を定期的に見直すことにより、外部環境の変化に柔軟に対応してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社は、「伸銅品」、「加工品」及び「薄膜品」の製造・販売を主な事業としており、各事業の主要な製品は次のとおりであります。

事業区分及び当期売上構成比率	主な製品		主な用途
圧延事業			
伸銅品 (圧延品) (75.9%)	若松製作所製品 (37.8%)	条・板製品、異形条、めっき条	リードフレーム材、端子コネクター材、電子・電気部品、自動車部品
	三宝製作所製品 (38.1%)	条・板製品	電子・電気部品、電装品、建築・住宅関連製品、自動車部品 他
加工品 (0.4%)	金属フレキシブルホース		LPガス配管用、都市ガス配管用
薄膜品 (0.2%)	メタライズドフィルム、成膜加工品		電子・電気材料、光学材料、記録表示材料、機能材料
押出事業			
伸銅品 (押出品) (11.7%)	棒製品、線製品		重電・配電盤関連製品、水栓金具、自動車部品、給湯器部品 他
加工品 他 (11.8%)	鍛造品、電線		水道メーター、消火設備、重電・配電盤関連製品、バルブ、給湯器部品 他

(6) 主要な営業所、工場及び子会社並びに使用人の状況

① 主要な営業所、工場及び子会社の状況（2019年3月31日現在）

会社名	名称	所在地
三菱伸銅㈱	本社	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
	営業一部第三グループ	愛知県名古屋市中区栄一丁目2番7号
	中国事務所	中華人民共和国･北京市
	若松製作所	福島県会津若松市扇町128番７
	三宝製作所	大阪府堺市堺区三宝町八丁374番地
㈱後藤製作所	本社	岩手県北上市北工業団地１番17号
GOTOH PHILIPPINES CORPORATION	本社	フィリピン･ラグナ州
RYOSHINDOH MANUFACTURING SDN. BHD.	本社	マレーシア･ジョホール州
玉川エンジニアリング㈱	本社	福島県会津若松市扇町128番７
	三宝事業所	大阪府堺市堺区三宝町八丁374番地
㈱玉川製作所	本社	福島県会津若松市扇町128番１
	三宝事業所	大阪府堺市堺区三宝町八丁374番地
三宝メタル販売㈱	本社	大阪府東大阪市荒本西一丁目4番6号
	東京支店	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
㈱三宝フォージング	本社	大阪府堺市堺区三宝町八丁374番地
菱星尼崎電線㈱	本社	兵庫県尼崎市北初島町16番4
	尼崎工場	兵庫県尼崎市東向島西之町8
SAMBO SHINDO (THAILAND) CO., LTD.	本社	タイ･パトンタニ県
青島愛科銅業有限公司	本社	中華人民共和国･山東省莱西市

② 使用人の状況（2019年3月31日現在）

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,099 名	37名 増	44.1 歳	20.3 年

（注）使用人数は、非常勤及び当社外への出向者を除いており、常勤顧問、執行役員(取締役兼務者を除く、以下同様)、フェロー、受入出向者、嘱託、臨時パート、派遣社員を含めております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は三菱マテリアル株式会社で、同社は当社の株式62,699千株を保有しております（出資比率100.0%）。個別注記表「9.関連当事者との取引に関する注記」に記載のとおり、当社は、同社から主に原料地金を購入し、また同社の取締役または社員が当社の取締役及び監査役（当事業年度末において計2名）を兼務しております。

同社からの原料地金等の仕入価格及び支払条件等は毎年同社と確認書を取り交わし、LME価格を元にして月次の購入価格を一定の算式により決定するなど、当社との関連を有しない他の当事者と概ね同様の条件によっております。兼務役員報酬は、各兼務役員の業務内容に応じて適切な額を決定し、同社に支払っています。このため当社取締役会は、当該取引は妥当であり、当社の利益を害さないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱後藤製作所	310百万円	100 %	銅加工品の製造・販売
GOTOH PHILIPPINES CORPORATION	161百万ペソ	100(100)	銅加工品の製造・販売
RYOSHINDOH MANUFACTURING SDN. BHD.	19百万リンギット	100	伸銅品の製造請負
玉川エンジニアリング㈱	50百万円	100	設備工事、土木建築工事
㈱玉川製作所	13百万円	100	伸銅品の加工・事業所内作業請負、環境保全、金属フレキシブルホース及び薄膜品の製造
三宝メタル販売㈱	80百万円	100	伸銅品、銅加工品、電線の製造・販売
㈱三宝フォージング	50百万円	100	銅加工品の製造請負
菱星尼崎電線㈱	30百万円	100	電線・ケーブル及び各種金属線の製造・販売
SAMBO SHINDO (THAILAND) CO., LTD.	127百万バーツ	100	銅加工品の製造・販売
青島愛科銅業有限公司	10百万USドル	70	銅合金切削屑リサイクル、銅加工品の製造・販売

(注) ( ) は間接保有を表しております。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
㈱三菱UFJ銀行	11,100 百万円
㈱マテリアルファイナンス	8,541 百万円

(9) 剰余金の配当等に関する方針

当社は、中長期的な発展の基礎となる財務体質の強化及び設備投資や研究開発のための投資を積極的に実施することにより企業価値の向上を実現するとともに、株主への利益還元については業績や配当性向等を総合的に勘案して、安定的かつ業績に応じた配当の充実を図っていくことを基本方針としており、配当性向については50%を目標といたします。

なお、当事業年度の配当は、2019年6月開催の第137回定時株主総会の決議により実施する予定としております。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

① 発行可能株式総数　227,000,000 株
② 発行済株式の総数　62,699,667 株
③ 株主数　1名　(前年度末比 増減なし)
④ 発行済株式の総数の10分の１以上の数の株式を保有する株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
三菱マテリアル株式会社	62,699,667 株	100.0 %

3．会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び他の法人等の代表状況
＊取締役社長	堀　和雅	経営全般統括
＊取締役副社長	岩野　功	社長補佐、ガバナンス統括室長 内部監査室・安全環境管理室・総務人事部・経理部・資材管理部 管掌
取締役 常務執行役員	小出　正登	三宝製作所長
取締役 常務執行役員	西　新一	営業統括本部長、圧延事業部長 ㈱後藤製作所 取締役社長
取締役 常務執行役員	野尻　洋	マーケティング室長 社長室・経営企画部・情報システム部 管掌
取締役	小川　嘉一	押出事業部長
取締役	三橋　章	技術開発部長 品質管理部 管掌
取締役	古内　哲哉	若松製作所長
取締役	櫻井　健	（三菱マテリアル㈱ 高機能製品カンパニー バイスプレジデント）
監査役	松本　勝彦	
監査役	佐藤　政司	
監査役	金子　和弘	（三菱マテリアル㈱ 監査役室 室長補佐）

（注）1．*印は代表取締役であります。
2．松谷輝之氏は、2018年7月14日をもって取締役を辞任いたしました。
3．伊左治勝義氏は、2018年10月14日をもって取締役を辞任いたしました。

なお、2019年4月1日以降の役員は以下のとおりとなっております。

取締役及び監査役の状況（2019年4月1日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び他の法人等の代表状況
＊取締役社長	堀　和雅	経営全般統括
＊取締役副社長	西　新一	社長補佐 内部監査室・ガバナンス統括室・安全環境管理室・総務人事部 管掌 ㈱後藤製作所 取締役社長
取締役 常務執行役員	小出　正登	圧延事業部長、三宝製作所長
取締役 常務執行役員	野尻　洋	営業統括本部長、マーケティング室長 資材管理部 管掌
取締役 常務執行役員	北村　裕二	社長室長、経営企画部長 経理部・情報システム部 管掌
取締役	小川　嘉一	押出事業部長
取締役	三橋　章	技術開発部長 品質管理部 管掌
取締役	古内　哲哉	若松製作所長
取締役	櫻井　健	（三菱マテリアル㈱ 高機能製品カンパニー バイスプレジデント）
監査役	松本　勝彦	
監査役	佐藤　政司	
監査役	金子　和弘	（三菱マテリアル㈱ 監査役室 室長補佐）

（注）*印は代表取締役であります。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支 給 人 員（名）	支 給 額（千円）
取締役	11	167,400
監査役	4	31,530
合　計	15	198,930

（注）1．上記は、当事業年度中に退任した取締役及び監査役を含んでおります。
2．取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第123回定時株主総会において年額250百万円以内と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第123回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

4．会計監査人に関する事項

名称　有限責任 あずさ監査法人

5．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議内容は以下のとおりであります。

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識のもと、下記のようなコンプライアンス体制を整備・運用する。

イ. 取締役会において、コンプライアンスをはじめとする、取締役及び使用人が遵守すべき行動指針・社内規程を定め、役員及び社員等に対し法令等・社内諸規程遵守及び企業倫理に則った行動を要請する。
ロ. コンプライアンスに関する事項を分掌する取締役を任命するほか、CSR(企業の社会的責任)に関する委員会及びコンプライアンス担当部署を設置し、CSRにかかる重要方針を審議・立案し、また当社及び当社グループのコンプライアンス推進活動を行う。
ハ. 社員等からの内部通報制度を整備・運用する。
ニ. グループ各社において「三菱マテリアルグループインサイダー取引防止規定」に基づき、インサイダー取引規制を行う。
ホ. 内部監査部門により、各部署におけるコンプライアンスの状況に関して定期的な監査を行う。
ヘ. 企業行動指針に則り、反社会的勢力とは一切関わりを持たず毅然とした態度で対応するという方針のもと、社内体制を整備して適切な対応を行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 各業務担当取締役は、株主総会・取締役会議事録、稟議書、計算書類、契約書、業務執行に関する通達文書、指示書等及び情報など、決裁及び業務の執行状況を示す主要な情報は、文書保存に関する社内規則に則り保存及び管理しなければならない。また、取締役及び監査役が、重要情報につき適切かつ確実に閲覧可能な状態で保存・管理する体制を整備していくこととする。
ロ. 情報の管理については、個人情報保護を含め、情報セキュリティに関する諸規程等を定めて運用する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 経営会議等において、リスク管理一般に関する規程、方針・計画等を決定する。また、リスク管理に関する事項を分掌する取締役を任命するほか、CSRに関する委員会及びリスク管理担当部署を設置し、全社横断的なリスク管理推進活動を行う。
ロ. コンプライアンス、環境、災害、品質及び輸出管理リスク等を主管する各部門においては、分掌業務ごとに各種リスクを識別し、担当役付取締役の責任において内部牽制システムの構築、規則・ガイドライン等の作成・周知、リスク管理に関する教育・研修などリスク防止体制を整備することとする。
ハ. 新たに生じた災害等への対応については、「災害等の緊急非常事態対応マニュアル」に基づき、速やかに対応責任者を定め対策本部を設置するなど必要な対策をとる。
ニ. 内部監査部門により、各部署におけるリスク管理の状況に関して定期的な監査を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 経営に関する意思決定はその重要性に従い「取締役会規程」、「経営会議規定」及び「業務・決裁権限規程」等に基づき、慎重に審議・決定する。
ロ. 取締役の業務分掌・職務権限等は、合理的に配分されるとともに、執行役員制度に基づき執行役員に取締役の職務執行を補助させる。各部門の業務は「組織職制規程」により適切に配分され、業務執行、目標の管理等は各種業務規程等により行われる。
ハ. 年度予算については全社予算会議により審議・決定し、取締役はその達成に向けて月次で予実管理等、業績管理を行うとともに取締役会に報告し、必要に応じ見直しほかの措置を講じる。その他財務報告の信頼性確保のための適切な制度を構築・運用する。
ニ. 内部監査部門により各部署の業務の効率性に関する監査を実施する。

⑤当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 「関係会社運営規則」に基づき、当社グループ各社の期待される役割、管掌及び派遣役員、管理担当部署、当社の承認事項及び当社への報告事項等の管理体制を定め、当社グループ全体における経営の健全性、効率性等の向上を図る。

ロ. 親会社グループに共通に適用される行動指針及び社内規程等に基づき、コンプライアンス及びリスク管理に関して、当社及び当社子会社を含む親会社グループの活動・対応に参画すること等を通じて、企業倫理の確立並びにコンプライアンス体制及びリスク管理体制(社内教育体制を含む。)の構築を図る。

ハ. 当社及び当社子会社において親会社内部監査担当部署の定期的な監査を受け入れ、その報告を受けるとともに、親会社の当社担当窓口部署等と定期的に情報交換を行い、当社グループ及び親会社グループの一員としての経営の健全性、効率性等の向上を図る。また、当社グループ各社について当社内部監査部門が当社に準じた内部監査を行うこととする。

ニ. 親会社の企業グループとの取引については、その企業グループ外企業との取引条件と同様のものとすることを原則として、各企業との原材料仕入等の取引条件は個別協議により決定する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役会からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役からの要請に基づき、その職務を補助する役職として監査役付若干名を定める。監査役付についてはその独立性確保について留意するものとし、監査役付業務に関しては監査役の指揮命令に従う。監査役付の人事異動、人事評価・給与等改定については事前に監査役と協議するとともに、監査役は、必要ある場合には理由を付して当該人事異動等につき人事担当取締役に申し入れることが出来る。また当該社員を懲戒に付す場合、人事担当取締役は予め監査役の同意を得るものとする。

⑦監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 各業務担当取締役は、社内重要会議に付議・報告された事項及び内部監査の結果などの重要事項につき、定期的または臨時に監査役に報告しなければならない。監査役の指摘事項については、その調査結果、対処策等を監査役に報告する。

ロ. 取締役及び社員等は、職務執行(子会社管理業務を含む)に関して重大な法令・定款等違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告しなければならない。また、監査役から業務に関する報告を求められた場合も同様とする。社員等は内部通報制度を通じて報告することが出来る。

ハ. 当社及び子会社の取締役及び使用人等から、コンプライアンス上の問題がある事項に関する通報窓口に通報があった場合には、通報窓口担当部署は、原則として当該通報の内容を監査役に報告する。

ニ. 当社の内部監査担当部署は、当社及び子会社の取締役及び使用人等から聴取した内容及び監査結果のうち、重要な事項を監査役に報告する。

ホ. 代表取締役は監査役と定期的な会合を持ち、会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図る。

ヘ. 監査役、内部監査室及び会計監査人の間で情報交換等の連携を図っていくものとする。

ト. 当社及び親会社の監査役への報告をした者(他の者を介して間接的に報告をした者を含む)に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社及び子会社において周知する。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針

イ. 監査役の監査に必要な費用等について予算措置を講じるとともに、それらについて監査役から請求があった場合は、所定の手続に従い、速やかに支払う。

ロ. 弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーの活用など、監査役業務に関する予算外の臨時費用については管理担当役員と協議することができる。

5. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は次のとおりであります。

①重要な会議の開催状況

当事業年度における主な会議の開催状況は、次のとおりです。

取締役会は12回開催されたほか、会社法第370条に基づく取締役会の決議の省略を4回行いました。経営会議は26回開催され、当社及び当社子会社の重要事項を審議し、また経営状況や課題などの報告を受けました。さらにCSR委員会を4回開催し、当社及び当社子会社のリスク及びコンプライアンス等に関する課題の把握及び対応策の検討等を行いました。その他、中央労使懇談会を2回開催いたしました。

②業務執行の適正性及び効率性の向上

業務決裁権限規程に基づき、経営会議及び取締役会において、法令及び定款その他の各種規定に基づく適法性及び経営判断の妥当性を充たすよう、業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行うとともに、意思決定の迅速化を図っています。

③コンプライアンスに関する取組

当社全部門の従業者を対象に各階層に応じたCSR研修を実施し、コンプライアンス意識の向上と倫理観の浸透を図りました。また、定期的にCSR委員会及び各下部部会を開催し、コンプライアンス上の問題への

取組、コンプライアンス施策全般についての討議、企画立案等を行いました。
　また、当社は内部通報制度を設けており、当社親会社、顧問弁護士事務所の窓口を含め合計３カ所の相談窓口を設置して、コンプライアンス上の問題点の把握、解決に努めています。

④リスク管理体制の強化
　当社及び当社子会社は親会社である三菱マテリアル社のリスクマネジメント活動に参加し、年間を通じてリスクマネジメント活動を実施し、リスクの把握と低減を図っています。

⑤内部監査の実施
　内部監査室は年間の内部監査計画に基づき、当社各部門及び当社子会社の往査による内部監査を行いました。

⑥当社グループにおける業務の適正の確保
　グループ各社への取締役及び監査役の派遣、株主権の行使、関係会社運営規則による子会社管理、子会社管理部門の設置、年2回のグループ会社協議会の開催、内部監査室による子会社の監査等によりグループ各社の業務の適正の確保に努めております。

⑦監査役の職務の執行等
　監査役は、当社各部門及び当社子会社の監査を行いました。また重要会議に出席するとともに重要文書の閲覧等を行いました。
　監査役は代表取締役、会計監査人との間でそれぞれ定期的な意見交換の会合を持つほか、内部監査室から報告を受け、情報交換を行うなど連携を図りました。

⑧財務報告にかかる内部統制について
　当社の全社統制、業務プロセス統制、IT統制、決算財務統制の整備と運用状況の評価を行いました。

上記事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。（ただし、金額を銭単位で表示している箇所は、銭未満を四捨五入により表示しております。）また、比率は表示桁未満を四捨五入により表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	63,841	流動負債	34,071
現金及び預金	112	買掛金	19,270
受取手形	2,957	電子記録債務	574
電子記録債権	7,513	短期借入金	8,561
売掛金	28,063	未払金	1,463
製品	5,126	未払費用	1,564
原材料	3,709	未払法人税等	504
仕掛品	13,186	賞与引当金	709
貯蔵品	1,443	預り金	1,006
前払費用	105	デリバティブ取引	410
未収入金	1,050	その他の流動負債	5
その他流動資産	578		
貸倒引当金	△4		
		固定負債	28,033
		長期借入金	21,340
		退職給付引当金	1,361
		再評価に係る繰延税金負債	4,671
固定資産	44,394	資産除去債務	55
有形固定資産	38,707	その他の固定負債	604
建物	5,018		
構築物	1,604		
機械装置	11,369		
車輌運搬具	123		
工具器具備品	1,464	負債合計	62,104
土地	16,995		
建設仮勘定	2,129	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	3	株主資本	34,248
		資本金	8,713
無形固定資産	76	資本剰余金	8,463
ソフトウエア	74	資本準備金	2,928
その他の無形固定資産	2	その他資本剰余金	5,534
		利益剰余金	17,071
投資その他の資産	5,609	その他利益剰余金	17,071
投資有価証券	2,830	繰越利益剰余金	17,071
関係会社株式	1,820		
関係会社出資金	414	評価・換算差額等	11,883
繰延税金資産	459	その他有価証券評価差額金	1,115
その他の投資	83	繰延ヘッジ損益	177
		土地再評価差額金	10,590
		純資産合計	46,131
資産合計	108,235	負債・純資産合計	108,235

(注)表示単位未満は切り捨てております。

損　益　計　算　書

（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		149,705
売上原価		139,328
売上総利益		10,377
販売費及び一般管理費		5,511
営業利益		4,865
営業外収益		836
受取利息配当金	503	
技術料収入等	243	
その他営業外収益	89	
営業外費用		597
支払利息	168	
債権譲渡損	22	
固定資産処分損	61	
為替差損	137	
災害損失	80	
その他営業外費用	127	
経常利益		5,104
特別利益		120
固定資産売却益	120	
特別損失		9
投資有価証券評価損	9	
税引前当期純利益		5,214
法人税、住民税及び事業税	1,011	
法人税等調整額	3	1,014
当期純利益		4,199

（注）表示単位未満は切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
2018年4月1日残高	8,713	2,928	5,534	8,463	14,651	14,651	31,828
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△ 1,780	△ 1,780	△ 1,780
当期純利益					4,199	4,199	4,199
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	−	−	−	−	2,419	2,419	2,419
2019年3月31日残高	8,713	2,928	5,534	8,463	17,071	17,071	34,248

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2018年4月1日残高	1,399	396	10,590	12,385	44,213
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 1,780
当期純利益					4,199
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 283	△ 218	0	△ 502	△ 502
事業年度中の変動額合計	△ 283	△ 218	0	△ 502	1,917
2019年3月31日残高	1,115	177	10,590	11,883	46,131

(注)表示単位未満は切り捨てております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

② デリバティブ取引　時価法

③ 棚卸資産

製品・原材料及び仕掛品	先入先出法による原価法(収益性低下による簿価切下げの方法)
貯蔵品	移動平均法による原価法(収益性低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、機械装置は12年、その他の資産は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。残存価額については、法人税に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産	自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による金額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(13年)による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、2016年4月において確定給付制度間の移行を実施しており、移行前の数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(旧三菱伸銅15年、旧三宝伸銅工業13年)による定額法により按分した額の費用処理を継続しております。

また、過去勤務費用は、平均残存期間内の一定年数(5年)で按分した額を費用処理しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金
非鉄金属先渡取引	製品価格及び棚卸資産価格

③ ヘッジ方針

為替の変動、金利の変動及び非鉄金属価格の変動リスクを回避するためにヘッジしております。

④ ヘッジの有効性の評価

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。但し、特例処理によった金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記
(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」に伴う変更)
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。
また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。

3. 貸借対照表に関する注記
(1) 有形固定資産の減価償却累計額 79,724 百万円
(2) 保証債務
・三宝メタル販売㈱に対する手形譲渡先からの遡求義務に対する保証 487 百万円
(3) 手形債権流動化による遡求義務 844 百万円
(4) 受取手形割引高 400 百万円
(5) 電子記録債権譲渡高 35 百万円
(6) 関係会社に対する債権・債務
短期金銭債権 5,341 百万円
長期金銭債権 3 百万円
短期金銭債務 15,913 百万円
(7) 土地の再評価
土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
・福島県会津若松市
「土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)」第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて算出しております。
再評価を行った年月日 2002年3月31日
再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △2,409 百万円
・大阪府堺市
「土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)」第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。
再評価を行った年月日 2000年12月31日
再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △5,640 百万円
(8) 事業年度末日満期手形等
事業年度末日満期手形及び事業年度末日期日電子記録債権の会計処理については、手形交換日及び振込期日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形等が事業年度末の残高に含まれております。

受取手形 653 百万円
電子記録債権 1,450 百万円

4. 損益計算書に関する注記
(1) 関係会社との取引高
売上高 26,917 百万円
仕入高 91,707 百万円
営業取引以外の取引高 524 百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数　　62,699,667 株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,780	28.39	2018年3月31日	2018年6月29日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,100	33.49	2019年3月31日	2019年6月28日

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:百万円)

繰延税金資産	
子会社株式	702
退職給付引当金	575
賞与引当金	215
環境対策費用	55
ゴルフ会員権評価損	18
減損損失	13
土地	12
その他	173
繰延税金資産小計	1,766
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額(注1)	△743
評価性引当額小計	△743
繰延税金資産合計	1,022
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△486
繰延ヘッジ損益	△77
繰延税金負債合計	△563
繰延税金資産(負債)の純額	459
再評価に係る繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金資産	38
評価性引当額	△38
再評価に係る繰延税金負債	△4,671
再評価に係る繰延税金負債の純額	△4,671

(注1) 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額が196百万円減少しております。この減少の主な内容は、貸倒引当金限度超過額119百万円(法定実効税率を乗じた額)及び減損損失80百万円(法定実効税率を乗じた額)について評価性引当額を認識しなくなったことに伴うものであります。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.36%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.09%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.45%
住民税均等割等	0.28%
評価性引当額の増減	△3.77%
特別税額控除	△4.59%
その他	△0.46%
税効果適用後の法人税等の負担率	19.46%

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に関する事項

当社は、事業を行うための設備投資計画に照らし必要な資金を調達しており、短期的な運転資金を三菱マテリアルグループファイナンスより調達しております。

営業債権である受取手形、電子記録債権および売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿って回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、外貨建ての営業債権の為替変動リスクは、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、関係会社等に対し、貸付を行っております。

借入金の使途は、運転資金(主として短期)および設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は、内部管理規定に従い、その範囲内で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注2)を参照下さい)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	112	112	-
(2) 受取手形	2,957	2,957	-
(3) 電子記録債権	7,513	7,513	-
(4) 売掛金	28,063	28,063	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	2,624	2,624	-
資産計	41,269	41,269	-
(1) 買掛金	19,270	19,270	-
(2) 電子記録債務	574	574	-
(3) 短期借入金	8,561	8,561	-
(4) 長期借入金	21,340	21,301	△38
負債計	49,746	49,707	△38
デリバティブ取引(※1)			
①資産	-	-	-
②負債	410	410	-

(※1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

「資産」

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)電子記録債権、(4)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

「負債」

(1)買掛金、(2)電子記録債務、(3)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

「デリバティブ取引」

これらの時価について、先物相場によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券(非上場株式)	206
関係会社株式(非上場株式)	1,820
関係会社出資金	414

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金制度として規約型確定給付年金制度及び個人選択型確定拠出企業年金制度を設けております。また、従業員の退職に際して特別退職金を支払う場合があります。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位:百万円)
期首残高	10,165
勤務費用	405
利息費用	20
数理計算上の差異の発生額	98
退職給付の支払額	△450
期末残高	10,239

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(単位:百万円)
期首残高	7,341
期待運用収益	146
数理計算上の差異の発生額	△94
事業主からの拠出額	364
退職給付の支払額	△441
期末残高	7,317

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位:百万円)
積立型制度の退職給付債務	10,195
年金資産	△7,317
	2,878
非積立型制度の退職給付債務	43
未積立退職給付債務	2,922
未認識数理計算上の差異	△1,826
未認識過去勤務費用	266
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,361
退職給付引当金	1,361
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,361

④ 退職給付費用及びその他内訳項目の金額

	(単位:百万円)
勤務費用	405
利息費用	20
期待運用収益	△146
数理計算上の差異の費用処理額	189
過去勤務費用の費用処理額	△133
確定給付制度に関る退職給付費用	335

⑤ 年金資産に関する事項

・年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	(単位:%)
債券	67
株式	10
現金及び預金	13
その他	10
	100

・長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.20%
長期期待運用収益率	2.00%

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注1)	科目	期末残高(注1)
親会社	三菱マテリアル㈱	被所有 直接100%	原料地金購入 役員の兼務	銅地金等の仕入(注2)	85,403	買掛金	13,984

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2)原材料の仕入価格はLME価格をもとに毎月末価格交渉の上決定しております。支払条件は当社との関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注1)	科目	期末残高(注1)
子会社	㈱後藤製作所	所有 直接 100%	当社製品の販売 役員の兼務	伸銅品の販売(注2)	3,399	売掛金	1,752
子会社	三宝メタル販売㈱	所有 直接 100%	当社製品の販売・加工	銅加工品の販売(注2)	21,634	売掛金	2,370
			役員の兼務	債務保証(注3)	487		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2)販売価格は第三者と同様に価格を決定しております。

(注3)三宝メタル販売㈱の債権流動化による遡求義務(487百万円)につき、債務保証を行っております。

(3) 兄弟会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注1)	科目	期末残高(注1)
親会社の子会社	㈱マテリアルファイナンス	なし	なし	プーリング(注2)	11,955	短期借入金	8,541

(注1)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めておりません。
プーリングについては期中平均残高を記載しております。

(注2)プーリングについては、市場金利を勘案して借入利率を合理的に決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　735円75銭

(2) 1株当たり当期純利益　66円99銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月９日

三菱伸銅株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浜嶋　哲三	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高野　浩一郎	印

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、三菱伸銅株式会社の2018年４月１日から2019 年３月31日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役の監査報告書謄本

監査報告書

私たち監査役は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第137期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査役は、監査の方針及び監査計画等を定め、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、監査役は、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査部門及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証致しました。事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容につき検討を加えました。子会社については、必要に応じその取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を諸法令及び企業会計審議会が公表する諸基準並びに日本公認会計士協会が公表する諸規則に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。尚、前事業年度に判明した検査記録のデータ書換え等による不適合品出荷事案については、安全性確認の早期完了と再発防止策の迅速な実行を最優先課題として取組み、取締役会はその進捗状況を確認しており、内部統制上有効に機能しているものと認めます。2019年度以降もこれらの施策の実施状況について注視してまいります。

四　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

三菱伸銅株式会社

監査役　　松本　勝彦

監査役　　佐藤　政司

監査役　　金子　和弘